

(令和5年9月1日一部訂正)

令和5年8月31日

高知工科大学

懲戒処分の公表について

本学の職員に対し、高知県公立大学法人職員の懲戒等に関する規定に基づき、下記のとおり、令和5年9月1日付けの懲戒処分を行いましたので公表します。

記

1 被処分者・処分の内容

・高知工科大学 教授A (男性)50代	停職2月
・高知工科大学 教授B (教授Aの当時の上司)(男性)60代	停職1月
・高知県公立大学法人 事務職員C(事務職員Dの当時の上司)(男性)50代	停職2月

なお、上記3名とともに非違行為を行った以下の事務職員1名については、当法人を退職しているため、処分の対象とはならないが、停職2月相当の給与額について自主返納を求める。

- ・高知県公立大学法人 事務職員D(男性)40代

※ 処分は、令和5年8月29日・30日にわたり、本学を設置する高知県公立大学法人の懲戒等審査委員会(理事長及び副理事長(本学及び高知県立大学の学長)等で構成)において決定された。

2 事案概要

平成29年3月、同月に本学を卒業した学生の教育職員免許状取得申請を目的とし、履修登録に係る事実の捏造、学力判定前の不正な単位付与及び「学力に関する証明書(有印虚偽公文書に該当)」の作成及び交付。その結果、虚偽内容を含む証明書が、当該卒業生が免許状取得申請を行った教育委員会に提出された。これらに被処分者ら4名がそれぞれ直接的または間接的に関わった。

その後の調査により、当該卒業生の「学力に関する証明書」に単位修得済科目・単位の大学による記載漏れがあり、当時、不正に付与された単位がなくても、教員免許状の取得申請は可能であり、当該免許状の正当性に影響がないことを確認した。

3 再発防止策

大学の信頼を著しく損なうこのような事態が発生したことを真摯に受け止め、今後、教職員一人ひとりが法令遵守の徹底について高い意識を持ち、組織全体で以下の再発防止策に取り組んでいく。

- ① 学生第一主義を適正に認識し、教員と職員が自らの責務を適切に果たすことができるよう、意識改革を進める(牽制機能を働かせる)

- ② 問題が発生、または不明な点や疑義が生じた場合には速やかに上司に報告し、指示を仰ぐ等、組織として対応することの徹底。また、公益通報窓口の周知の徹底。

※公益通報窓口・・・法人における不正行為等の発生抑制、早期発見及び是正を図り、もって法令遵守の徹底に資することを目的とする、公益通報又は公益通報に関する相談を受け付ける窓口

- ③ 適正な事務手順への継続的な見直し、適正な事務執行の徹底、またそのための研修等の実施

さらに、学内調査の過程で判明した修得単位数の記載漏れに対する再発防止策として、以下のとおり取り組んでいく。

- ① 制度や根拠法令に関する理解の促進、そのための研修等の実施。また職員間の引継ぎの適正化(書面による引継ぎおよび上司との共有)
- ② 組織内での適切な情報共有
- ③ 業務のシステム化の促進

4 相談窓口の設置

本件を受け、「学力に関する証明書」をはじめ、教職課程に関連する単位認定といった卒業生からのご質問には、以下の相談窓口を設けます。

教職課程支援室

Tel. 0887-53-1113

Mail. kut-edu@ml.kochi-tech.ac.jp

<学長コメント>

教員養成を目的とする教職課程の教職員が、教育機関としての社会的信用を失墜するような事態を引き起こしたことは、極めて遺憾です。本学における成績評価とそれに付随する単位付与の厳格化を今一度全学的に徹底するとともに、クォータ制の利点を生かし学生の履修状況を適宜確認しながら丁寧な指導を行うことで、再発防止に努めてまいります。

今後は、大学の規律をより一層遵守し、本学の先進的な教育システムを正しく運用することで、「来るべき社会に活躍できる人材の育成」に邁進してまいります。

高知工科大学

学長 蝶野 成臣
